

No. 2 専門医等養成支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>平成 <u>31</u> 年度専門医等養成支援事業費補助金交付要綱（案）</p> <p>（趣旨） 第 1 条 （略）</p> <p>（補助目的及び補助対象事業） 第 2 条 一般社団法人高知医療再生機構（以下「機構」という。）は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成のため、<u>平成 31 年</u> 3 月 31 日現在で、原則として経験年数が 15 年以下の若手医師が、医師の「新しい専門医の仕組み」の基本領域およびサブスペシャルティ領域（<u>別表 1</u>）の専門医等の資格を取得することを支援するために、一般社団法人日本専門医機構や学会認定の研修病院の指導医等が、若手医師に必要な研修環境を整備すること（以下「補助対象事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>（補助申請者の要件） 第 3 条 （略）</p> <p>（補助対象経費等） 第 4 条 補助対象事業に関する補助対象経費、補助率及び補助限度額は、<u>別表 2</u> のとおりとする。 2 機構が行う補助の額は、<u>別表 2</u> に定める補助対象経費の実支出額と補助限度額とを比較して少ない方の額とし、千円未満は切り捨てる。 3 （略）</p> <p>（補助申請） 第 5 条 補助申請をしようとする者は、補助申請書（第 1 号様式）に係る書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。 2 補助対象期間は、<u>平成 31 年</u> 4 月 1 日から <u>平成 32 年</u> 3 月 31 日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から <u>平成 32 年</u> 3 月 31 日の</p>	<p>平成 <u>30</u> 年度専門医等養成支援事業費補助金交付要綱</p> <p>（趣旨） 第 1 条 （略）</p> <p>（補助目的及び補助対象事業） 第 2 条 一般社団法人高知医療再生機構（以下「機構」という。）は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成のため、<u>平成 30 年</u> 3 月 31 日現在で、原則として経験年数が 15 年以下の若手医師が、医師の「新しい専門医の仕組み」の基本領域およびサブスペシャルティ領域（<u>別図</u>）の専門医等の資格を取得することを支援するために、一般社団法人日本専門医機構や学会認定の研修病院の指導医等が、若手医師に必要な研修環境を整備すること（以下「補助対象事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>（補助申請者の要件） 第 3 条 （略）</p> <p>（補助対象経費等） 第 4 条 補助対象事業に関する補助対象経費、補助率及び補助限度額は、<u>別表</u> のとおりとする。 2 機構が行う補助の額は、<u>別表</u> に定める補助対象経費の実支出額と補助限度額とを比較して少ない方の額とし、千円未満は切り捨てる。 3 （略）</p> <p>（補助申請） 第 5 条 補助申請をしようとする者は、補助申請書（第 1 号様式）に係る書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。 2 補助対象期間は、<u>平成 30 年</u> 4 月 1 日から <u>平成 31 年</u> 3 月 31 日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から <u>平成 31 年</u> 3 月 31 日の</p>

新	旧
<p>範囲内とする。</p> <p>(補助事業者の決定) 第6条 (略)</p> <p>(補助の条件) 第7条 (略)</p> <p>(概算払等) 第8条 理事長は、補助事業者から求めがあり、かつ、補助の目的を達成するために必要があると認められるときは、概算払をすることができる。</p> <p>2 <u>補助事業者は、前項の規定に基づき</u>概算払を受けようとするときは、概算払請求書(第4号様式)を理事長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>補助事業者は、概算払の請求</u>を行わなかった場合又は概算払を受けたがその額が決定通知書(第2号様式)に記載された補助決定額を下回っている場合、第10条第1項に定める実績報告書の提出と併せて、補助金請求書(第5号様式)を提出しなければならない。なお、第10条第1項で定める期間内に補助金請求書(第5号様式)の提出を行わない場合は、理事長は第1項に基づき既に行った概算払を除いて補助金の交付を行わない。</p> <p>(振込口座等) 第9条 (略)</p> <p>(実績報告の提出及び補助の確定) 第10条 補助事業者は、補助対象事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書(第6号様式)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 理事長は、前項の補助対象事業実績報告書及び関係書類を確認し、補助事業者に対する最終補助確定額を決定する。</p> <p>3 <u>理事長は、最終補助確定額</u>が第8条第1項に基づき行った概算払による補助額を下回っている場合、第8条第3項に定める補助金請求書の提出の有無</p>	<p>範囲内とする。</p> <p>(補助事業者の決定) 第6条 (略)</p> <p>(補助の条件) 第7条 (略)</p> <p>(概算払等) 第8条 理事長は、補助事業者から求めがあり、かつ、補助の目的を達成するために必要があると認められるときは、概算払をすることができる。</p> <p>2 <u>補助金の概算払</u>を受けようとするときは、概算払請求書(第4号様式)を理事長に提出しなければならない。</p> <p>3 概算払の<u>申出</u>を行わなかった場合、又は、概算払を受けたが、その額が決定通知書(第2号様式)に記載された補助決定額を下回っている場合、<u>補助事業者は、</u>第10条に定める実績報告書の提出と併せて、補助金請求書(第5号様式)を提出しなければならない。なお、第10条で定める期間内に補助金請求書(第5号様式)の提出を行わない場合は、理事長は第1項に基づき既に行った概算払を除いて補助金の交付を行わない。</p> <p>(振込口座等) 第9条 (略)</p> <p>(実績報告の提出及び補助の確定) 第10条 補助事業者は、補助対象事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書(第6号様式)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 理事長は、前項の補助対象事業実績報告書及び関係書類を確認し、補助事業者に対する最終補助確定額を決定する。</p> <p>3 最終補助確定額が第8条第1項に基づき行った概算払による補助額を下回っている場合、第8条第3項に定める補助金請求書の提出の有無</p>

新	旧
<p>出の有無にかかわらず、概算払の額と最終補助確定額との差額を補助事業者に対して返還を求めなければならない。</p> <p>4 理事長は、最終補助確定額が第8条第3項に定める補助金請求書に記載された今回請求額又は補助金請求書に記載された既交付額と今回請求額の合計額を下回っている場合、最終補助確定額又は最終補助確定額から補助金請求書に記載された既交付額を控除した額を補助事業者に交付する。</p> <p>(交付決定の取消・返還)</p> <p>第11条 理事長は、補助事業者が補助の条件に従わなかったとき、又は、補助金の不正使用若しくは不正受給があったとき、その他補助対象事業において不正行為があったと認められた場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、<u>平成31年 月 日</u>から施行する。 <u>平成31年度</u>補助額は、<u>平成31年</u>9月を目途に決定する。 9月までに請求できる概算払額は、補助額(予定)の<u>2分の1</u>を上限とする。</p>	<p>にかかわらず、理事長は概算払の額と最終補助確定額との差額を補助事業者に対して返還を求めなければならない。</p> <p>4 最終補助確定額が第8条第3項に定める補助金請求書に記載された今回請求額、又は、補助金請求書に記載された既交付額と今回請求額の合計額を下回っている場合、理事長は最終補助確定額又は最終補助確定額から補助金請求書に記載された既交付額を控除した額を補助事業者に交付する。</p> <p>(交付決定の取消・返還)</p> <p>第11条 補助の条件に従わなかったとき、又は、補助金の不正使用若しくは不正受給があったとき、その他補助対象事業において不正行為があったと認められた場合は、理事長は補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、<u>平成30年4月1日</u>から施行する。 <u>平成30年度</u>補助額は<u>平成30年</u>9月に決定する。 9月までに請求できる概算払額は補助額(予定)の<u>1/2</u>を上限とする。</p>

新

旧

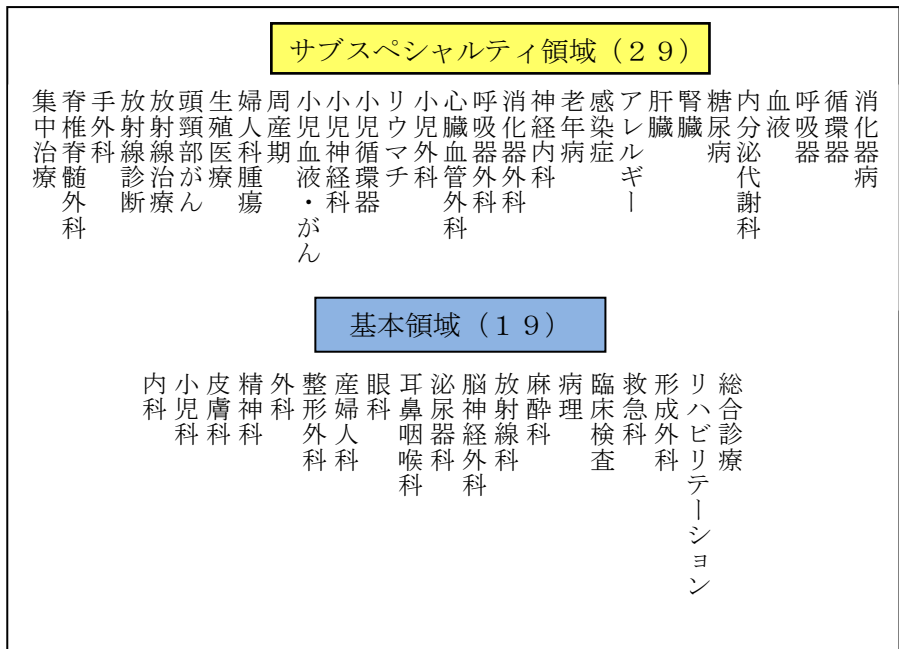
(別表1)

基本領域		サブスペシャリティ領域		
内科	麻酔科	消化器病	消化器外科	放射線治療
小児科	病理	循環器	呼吸器外科	放射線診断
皮膚科	臨床検査	呼吸器	心臓血管外科	手外科
精神科	救急科	血液	小児外科	脊椎脊髄外科
外科	形成外科	内分泌代謝科	リウマチ	集中治療
整形外科	リハビリテーション	糖尿病	小児循環器	乳腺外科
産婦人科	ョン	腎臓	小児神経科	内分泌外科
眼科	総合診療	肝臓	小児血液・がん	消化器内視鏡
耳鼻咽喉科		アレルギー	周産期	がん薬物療法
泌尿器科		感染症	婦人科腫瘍	
脳神経外科		老年病	生殖医療	
放射線科		神経内科	頭頸部がん	

(別表2)

(略)

(別図)



(別表)

(略)